意見提出者	個人
1. 項目	国の電子手続きにおいて、電子化率の数値のみの重視を止める。
2. 既存の制	国の電子手続きの利用率に、提出者本人が電子手続きを行ったのではな
度・規制等	く、紙の書類を国の出先機関など行政機関が電子化したものを含めていた
によってI	例がある。この場合、表面的な電子化率の数値は上がっても、提出者・申
CT利活用	請者本人の利用は広がっていない。
が阻害され	また、電子システムの使い勝手が悪い状況なのに、紙ではなく電子で手
ている事	続きするよう役所から言われ、紙の書類で出すより事務負担が増えている
例・状況	提出者もいる。この場合、電子手続きを利用していても提出者本人にとっ
	ての利点はないので、最低限の利用までしかされない。
3. ICT利	電子手続きの推進は、電子化による国民にとっての利便性の向上や、国
活用を阻害	の事務処理の効率化などにこそ意義があるはずだが、そのような趣旨では
する制度・	なく、電子化の数値自体を施策目標にしている考え方。
規制等の根	利用者の需要・状況に合った電子システムを作るのではなく、提出者が
拠	努力して使えばよいという考え方。
4. ICT利	電子手続きの進捗状況の公表の仕方の変更
活用を阻害	・電子化率の表示にあたっては、提出者本人の電子手続きによるものか、
する制度・	受け取った行政機関が電子化したものも含むのか区別する。また、電子媒
規制等の見	体を窓口で提出した分は、オンラインではないので、事務の効率化等に資
直しの方向	するとしても、オンライン化率に混ぜるのではなく別区分の利用率として
性について	表示する。
の提案	・電子化率の数値だけでなく、それによる利便性の向上や事務の効率化に
	ついての具体的状況を公表する。